令和5年第2回

瑞浪市議会定例会議案資料

令和5年6月1日

目 次

承第1号	専決処分の承認について(令和4年度専第17号 瑞浪市税条例
	の一部を改正する条例の制定について)1
承第2号	専決処分の承認について(令和4年度専第18号 瑞浪市都市計
	画税条例の一部を改正する条例の制定について) ・・・・・・・・10
承第3号	専決処分の承認について(令和5年度専第3号 令和5年度瑞浪
	市一般会計補正予算(第3号))別冊
議第30号	瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・11
議第31号	瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について17
議第32号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について18
議第33号	瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・19
議第34号	瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改
	正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議第35号	瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・22
議第36号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…25
議第37号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…26
議第38号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…27
議第39号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…28
議第40号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…29
議第41号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…30
議第42号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…31
議第43号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…32
議第44号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…33
議第45号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…34
議第46号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて・・35
議第47号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…36
議第48号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…37
議第49号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて・・38
議第50号	市道路線の廃止について・・・・・・39
議第51号	市道路線の廃止について・・・・・・・40

議第52号	市道路線の廃止について······4 1
議第53号	市道路線の廃止について42
議第54号	市道路線の認定について43
議第55号	市道路線の認定について44
議第56号	市道路線の廃止について45
議第57号	市道路線の認定について4 6
議第58号	財産の取得について47
議第59号	令和5年度瑞浪市一般会計補正予算(第4号)別冊

承第1号 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)の公布により、条文の整備を行う。

- ・市民税、固定資産税及び軽自動車税に係る課税の特例の改正に対応するための所要の改正
- ・個人及び法人市民税等に係る納付書の追加に対応するための所要の改正
- ・条項ずれ及び文言の修正を行うための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和5年4月1日とする。

【新旧対照表】

旧

第1条~第46条 (略)

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務 等)

第47条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収第47条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収 した月の翌月10日までに、その徴収した月割額 を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15 の2様式又は施行規則第2条の6の規定により 総務大臣が定めた様式による納入書により 納 入しなければならない。

第47条の2~第48条の6 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第49条 市民税を申告納付する義務のある法人は、 法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及 び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及 び第12項において「納税申告書」という。)を、同 条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付 にあってはそれぞれこれらの規定による納期限ま でに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく 市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条 第1項後段及び第2項後段の規定により提出があ ったものとみなされる申告書に係る税金を施行規 則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による 納付書により納付しなければならない。

$2 \sim 4$ (略)

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第 33項の規定による申告書を含む。以下この項にお いて同じ。) に係る税金を納付する場合には、当該 税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期 限(納期限の延長があったときは、その延長され た納期限とする。第7項第1号において同じ。)の 翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当 該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日 (同条第35項の規定の適用がある場合において、 当該申告書がその提出期限前に提出されたとき は、当該提出期限)までの期間又はその期間の末 日の翌日から1月を経過する日までの期間につい ては、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した

第1条~第46条 (略)

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務 等)

した月の翌月10日までに、その徴収した月割額 を施行規則第5号の15様式

又は施行規則第2条の6の規定により 総務大臣が定めた様式による納入書によって納 入しなければならない。

第47条の2~第48条の6 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第49条 市民税を申告納付する義務のある法人は、 法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及 び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及 び第12項において「納税申告書」という。)を、同 条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付 にあってはそれぞれこれらの規定による納期限ま でに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく 市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条 第1項後段及び第2項後段の規定により提出があ ったものとみなされる申告書に係る税金を施行規 則第22号の4様式 納付書により納付しなければならない。

 $2\sim4$ (略)

33項の規定による申告書を含む。以下この項にお いて同じ。) に係る税金を納付する場合には、当該 税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期 限(納期限の延長があったときは、その延長され た納期限とする。第7項第1号において同じ。)の 翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6パーセント (申告書を提出した日

(同条第35項の規定の適用がある場合において、 当該申告書がその提出期限前に提出されたとき は、当該提出期限)までの期間又はその期間の末 日の翌日から1月を経過する日までの期間につい ては、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した 金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号 金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号 の4様式又は第22号の4の2様式による納付書に より納付しなければならない。

 $6 \sim 16$ (略)

第50条 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

- 第51条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の第51条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の 規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該 不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施 行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式に よる納付書により納付しなければならない。
- 2 前項の場合には 、その不足税額に法第3212 前項の場合においては、その不足税額に法第321 条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条 第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額 がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限 とし、納期限の延長があった場合には、その延長 された納期限とする。第4項第1号において同 じ。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応 じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間 又は当該納期限の翌日から1月を経過する日まで の期間については、年7.3パーセント)の割合を乗 じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して 納付しなければならない。

 $3 \sim 4$ (略)

第52条~第98条 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第99条 前条の規定によってたばこ税を申告納付第99条 前条の規定によってたばこ税を申告納付 すべき者(以下この節において「申告納税者」 という。)は、毎月末日までに、前月の初日か ら末日までの間における売渡し等に係る製造た ばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数 (以下この節において「課税標準数量」とい う。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税 額、第97条第1項の規定により免除を受けよう とする場合にあっては同項の適用を受けようと する製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第 1項の規定により控除を受けようとする場合に あっては同項の適用を受けようとするたばこ税 額その他必要な事項を記載した施行規則第34号 の2様式による申告書を市長に提出し、及びそ の申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様 式又は第34号の2の5の2様式による納付書に よって納付しなければならない。この場合にお いて、当該申告書には、第97条第3項に規定す る書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこ の品目ごとの数量についての明細を記載した施 行規則第16号の5様式による書類を添付しなけ ればならない。

 $2\sim4$ (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合 5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合

の4様式	による納付書に
より納付しなければならない。	

 $6 \sim 16$ (略)

第50条 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該 不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施 行規則第22号の4様式 よる納付書により納付しなければならない。

条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条 第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額 がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限 とし、納期限の延長があった場合には、その延長 された納期限とする。第4項第1号において同 じ。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応 じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間 又は当該納期限の翌日から1月を経過する日まで の期間については、年7.3パーセント)の割合を乗 じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して 納付しなければならない。

 $3 \sim 4$ (略)

第52条~第98条 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

すべき者(以下この節において「申告納税者」 という。)は、毎月末日までに、前月の初日か ら末日までの間における売渡し等に係る製造た ばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数 (以下この節において「課税標準数量」とい う。) 及び当該課税標準数量に対するたばこ税 額、第97条第1項の規定により免除を受けよう とする場合にあっては同項の適用を受けようと する製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第 1項の規定により控除を受けようとする場合に あっては同項の適用を受けようとするたばこ税 額その他必要な事項を記載した施行規則第34号 の2様式による申告書を市長に提出し、及びそ の申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様 による納付書に よって納付しなければならない。この場合にお いて、当該申告書には、第97条第3項に規定す る書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこ の品目ごとの数量についての明細を記載した施 行規則第16号の5様式による書類を添付しなけ ればならない。

 $2\sim4$ (略)

には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期 には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期

限(納期限の延長があったときは、その延長さ れた納期限。第102条第2項において同じ。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、 当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提 出した日までの期間又はその日の翌日から1月 を経過する日までの期間については、年7.3パ ーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当 する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2 の5様式又は第34号の2の5の2様式による納 付書によって納付しなければならない。

第100条~第101条の2 (略)

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第102条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、 第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知 を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告 加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額 を、当該通知書の指定する期限までに、施行規 則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2 様式による納付書によって納付しなければなら ない。

(略)

第103条~第152条 (略)

附則

第1条~第7条の4 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課 税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分 の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規 の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規 定する場合において、第37条の2第1項の規定に よる申告書(その提出期限後において市民税の納 税通知書が送達される時までに提出されたもの及 びその時までに提出された第37条の3第1項の確 定申告書を含む。次項において同じ。) に肉用牛の 売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定す る事業所得の明細に関する事項の記載があるとき (これらの申告書にその記載がないことについて やむを得ない理由があると市長が認めるときを含 む。次項において同じ。) は、当該事業所得に係る 市民税の所得割の額を免除する。

 $2 \sim 3$ (略)

第9条~第9条の2 (略)

(読替規定)

第63条 の規定の適用がある各年度分の固 定資産税に限り、第62条第8項中「又は第349条の 3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若し くは第349条の3の4から第349条の5まで又は附 則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条 」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割

限(納期限の延長があったときは、その延長さ れた納期限。第102条第2項において同じ。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、 当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提 出した日までの期間又はその日の翌日から1月 を経過する日までの期間については、年7.3パ ーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当 する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2 付書によって納付しなければならない。

第100条~第101条の2 (略)

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第102条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、 第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知 を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告 加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額 を、当該通知書の指定する期限までに、施行規 則第34号の2の5様式

___による納付書によって納付しなければなら ない。

(略)

第103条~第152条 (略)

附則

第1条~第7条の4 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課 税の特例)

定する場合において、第37条の2第1項の規定に よる申告書(その提出期限後において市民税の納 税通知書が送達される時までに提出されたもの及 びその時までに提出された第37条の3第1項の確 定申告書を含む。次項において同じ。) に肉用牛の 売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定す る事業所得の明細に関する事項の記載があるとき (これらの申告書にその記載がないことについて やむを得ない理由があると市長が認めるときを含 む。次項において同じ。) は、当該事業所得に係る 市民税の所得割の額を免除する。

 $2 \sim 3$ (略)

第9条~第9条の2 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第 63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固 定資産税に限り、第62条第8項中「又は第349条の 3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若し くは第349条の3の4から第349条の5まで又は附 則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しく は第64条」とする。

合)

第10条の2 (略)

(略)

- 3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備に3 ついて同号に規定する市の条例で定める割合は、 3分の2とする。
- ついて同号に規定する市の条例で定める割合は、 3分の2とする。
- ついて同号に規定する市の条例で定める割合は、 3分の2とする。
- ついて同号に規定する市の条例で定める割合は、 3分の2とする。
- 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備に7 ついて同号に規定する市の条例で定める割合は、 4分の3とする。
- ついて同号に規定する市の条例で定める割合は、 4分の3とする。
- ついて同号に規定する市の条例で定める割合は、 4分の3とする。
- |10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備に|10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備に ついて同号に規定する市の条例で定める割合は、 2分の1とする。
- ついて同号に規定する市の条例で定める割合は、 2分の1とする。
- ついて同号に規定する市の条例で定める割合は、 2分の1とする。
- |13 法附則第15条第28項に規定する市の条例で定め||13 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定め| る割合は、3分の2とする。
- る割合は、2分の1とする。
- |15 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定め||15 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定め る割合は、3分の2とする。

(略) 16

|17 法附則第15条の9の3第1項に規定する市の条||17 法附則第64条に規定する市の条例で定める割合 例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の 適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

 $2 \sim 11$ (略)

|12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マ ンションに係る区分所有に係る家屋について、同 項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定 マンションに係る同項に規定する工事が完了した

合)

第10条の2 (略)

(略)

- 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備に ついて同号に規定する市の条例で定める割合は、 3分の2とする。
- 4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備に4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備に ついて同号に規定する市の条例で定める割合は、 3分の2とする。
- 5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備に 5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備に ついて同号に規定する市の条例で定める割合は、 3分の2とする。
- 6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備に6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備に ついて同号に規定する市の条例で定める割合は、 3分の2とする。
 - 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備に ついて同号に規定する市の条例で定める割合は、 4分の3とする。
- 8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備に8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備に ついて同号に規定する市の条例で定める割合は、 4分の3とする。
- 9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備に 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備に ついて同号に規定する市の条例で定める割合は、 4分の3とする。
 - ついて同号に規定する市の条例で定める割合は、 2分の1とする。
- |11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備に||1 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備に ついて同号に規定する市の条例で定める割合は、 2分の1とする。
- |12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備に||12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備に ついて同号に規定する市の条例で定める割合は、 2分の1とする。
 - る割合は、3分の2とする。
- |14 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定め||14 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定め| る割合は、2分の1とする。
 - る割合は、3分の2とする。

(略) 16

は、0とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の 適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

 $2 \sim 11$ (略)

日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申 告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書 類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個 人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を 有しない者にあっては、住所及び氏名又は名 称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過し た後に申告書を提出する場合には、3月以内に 提出することができなかった理由
- |13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋に||12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋に は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了 した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し た申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する 補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐 震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123 号) 第7条又は附則第3条第1項の規定による報 告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12 条第19項に規定する基準を満たすことを証する書 類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する 補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合 家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

14 (略)

第11条~第15条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の 2 (略)

第15条の3~第15条の5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

ついて、同項の規定の適用を受けようとする者| ついて、同項の規定の適用を受けようとする者 は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了 した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し た申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する 補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐 震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123 号) 第7条又は附則第3条第1項の規定による報 告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12 条第19項に規定する基準を満たすことを証する書 類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する 補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合 家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

13 (略)

第11条~第15条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又 は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる 3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下 この条において同じ。) に対しては、当該3輪以上 の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3 年12月31日までの間(附則第15条の6第3項にお いて「特定期間」という。) に行われたときに限 り、第81条第1項の規定にかかわらず、軽自動車 税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 (略)

第15条の3~第15条の5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のも のに対する第82条の4(第2号に係る部分に限 る。) 及び前項の規定の適用については、当該軽自 (軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上|第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上 の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 444条第3項に規定する車両番号の指定(次項 から第4項までにおいて「初回車両番号指定」 という。)を受けた月から起算して14年を経過 した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税 の種別割に係る第83条の規定の適用について は、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げ2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げ る3輪以上の軽自動車に対する第83条の規定の 適用については、当該軽自動車が令和4年4月 1日から令和8年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号 指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自 動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

動車の取得が特定期間に行われたときに限り、こ れらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の 1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 444条第3項に規定する車両番号の指定(次項 から第8項までにおいて「初回車両番号指定」 という。)を受けた月から起算して14年を経過 した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税 の種別割に係る第83条の規定の適用について は、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の右欄に掲げる字句とする。

(略)

る3輪以上の軽自動車に対する第83条の規定の 適用については、当該軽自動車が令和2年4月 1日から令和3年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には令和3年度分

の軽自

動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げ る法第446条第1項第3号に規定するガソリン 軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自 動車」という。)のうち3輪以上のものに対す る第83条の規定の適用については、当該ガソリ ン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場 合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限 り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲 げる字句とする。

第2号ア (イ)	3,900円	2,000円
第 2 号ア (ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第 2 号ア (ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げ るガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前 項の規定の適用を受けるものを除く。) に対す る第83条の規定の適用については、当該ガソリ ン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場 合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限 り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲 げる字句とする。

第 2 号ア (イ)	3,900円	3,000円
第 2 号ア (ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第 2 号ア (ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げ る3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用の ものに対する第83条の規定の適用については、 当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年 3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた 場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に 限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令 和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を 受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種 別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げ る3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを 除く。) に対する第83条の規定の適用について は、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和 4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別 割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日か ら令和5年3月31日までの間に初回車両番号指 定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税 の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同 条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 以上のガソリン軽自動車

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪 以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン 軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリ ン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限 る。) に対する第83条の規定の適用については

、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日 から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指 定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受 けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種 別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」と あるのは「2,000円」と、同号ア (ウ) a 中 「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受 けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。) に けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。) に

(営業用の乗用のものに限 る。) に対する第83条の規定の適用については、当 該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和 4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け た場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に 限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日 から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指 定を受けた場合には<u>令和5年度分</u>

の軽自動車税の種 別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の とする。 右欄に掲げる字句

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪 以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受

当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令 和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日 の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に 限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるの は「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」 とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴 収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から 第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自 動車に該当するかどうかの判断をするときは、国 土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に 規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項にお いて同じ。) に基づき当該判断をするものとする。 $2 \sim 3$ (略)

第16条の3~第17条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した 場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年<mark>第17条の2 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年</mark> 度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者 が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因 となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規 定する土地等をいう。以下この条において同じ。) の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条 において同じ。)をした場合において、当該譲渡が 優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第 1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をい う。) に該当するときにおける前条第1項に規定す る譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得 を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡 所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げ る場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相 当する額とする。

$(1) \sim (2)$ (略)

前項の規定は、昭和63年度から令和8年度まで2 の各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税 義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得 の基因となる土地等の譲渡をした場合において、 当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡 (法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住 宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項に おいて同じ。)に該当するときにおける前条第1項 に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額

対する第83条の規定の適用については、当該ガソ リン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合 には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、 当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令 和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には令和5年度分

の軽自動車税の種別割に 限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から 第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自 動車に該当するかどうかの判断をするときは、国 土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に 規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項にお いて同じ。) に基づき当該判断をするものとする。 $2 \sim 3$ (略)

第16条の3~第17条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した 場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者 が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因 となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規 定する土地等をいう。以下この条において同じ。) の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条 において同じ。)をした場合において、当該譲渡が 優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第 1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をい う。) に該当するときにおける前条第1項に規定す る譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得 を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡 所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げ る場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相 当する額とする。

$(1) \sim (2)$ (略)

前項の規定は、昭和63年度から令和5年度まで の各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税 義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得 の基因となる土地等の譲渡をした場合において、 当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡 (法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住 宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項に おいて同じ。) に該当するときにおける前条第1項 に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額 に対して課する市民税の所得割について準用す に対して課する市民税の所得割について準用す

の2第10項の規定に該当することとなるときは、 当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡 ではなかったものとみなす。

(略)

第17条の3~第24条 (略)

る。この場合において、当該譲渡が法附則第34条 る。この場合において、当該譲渡が法附則第34条 の2第10項の規定に該当することとなるときは、 当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡 ではなかったものとみなす。

3 (略)

第17条の3~第24条 (略)

承第2号 瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)の公布により、条文の整備を行う。

地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条における項ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和5年4月1日とする。

【新旧対照表】

ENT IN AGAIN	
新	旧
本則 (略)	本則 (略)
附則	附則
1 (略)	1 (略)
(法 <u>附則第15条第32項</u> の条例で定める割合)	(法 <u>附則第15条第33項</u> の条例で定める割合)
2 法 <u>附則第15条第32項</u> に規定する市の条例で定め	2 法 <u>附則第15条第33項</u> に規定する市の条例で定め
る割合は、2分の1とする。	る割合は、2分の1とする。
(法 <u>附則第15条第33項</u> の条例で定める割合)	(法 <u>附則第15条第34項</u> の条例で定める割合)
3 法 <u>附則第15条第33項</u> に規定する市の条例で定め	3 法 <u>附則第15条第34項</u> に規定する市の条例で定め
る割合は、3分の2とする。	る割合は、3分の2とする。
$4 \sim 12$ (略)	4~12 (略)
(読替規定)	(読替規定)

|13 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17||13 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18 項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31 項から第35項まで、第39項若しくは第46項、第15 条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用 がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項 中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は 附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」と する。

項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32 項から第36項まで若しくは第40項 、第15 条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用 がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項 中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は 附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」と する。

議第30号 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)の公布により、条文の整備を行う。

【改正内容】

- ・森林環境税の導入に伴う所要の改正
- ・市民税の納税環境整備に対応するための所要の改正
- ・特定小型原動機付自転車の車両区分の変更等に対応するための所要の改正
- ・条項ずれ及び文言の修正を行うための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和5年7月1日とする。

新

(略)

【新旧対照表】

第1条~第35条の2

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第35条の3 (略) 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所 得割の額から控除することができなかった金額が あるときは、当該控除することができなかった金額 は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定 めるところにより、同項の納税義務者に対しその控 除することができなかった金額を還付し、又は当該 控除することができなかった金額のうち法第314条 の9第2項後段に規定する還付をすべき金額によ り当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の 個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税 を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務 者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入す

3 (略)

第36条~第37条の3 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申 告書)

第37条の3の2 (略)

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による 申告書を給与支払者を経由して提出する場合にお いて、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年 において当該給与支払者を経由して提出した前項 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書 (その者が当該前年の中途において次項の規定に よる申告書を当該給与支払者を経由して提出した 場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定に よる申告書) に記載した事項と異動がないときは、 給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前 項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載 すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申 告書を提出することができる。
- するものは、その年の中途において当該申告書に記 載した事項について異動を生じた場合には、第1項 載した事項について異動を生じた場合には、前項 又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からそ

第1条~第35条の2 (略)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) (略) 第35条の3

得割の額から控除することができなかった金額が あるときは、当該控除することができなかった金額 は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定 めるところにより、同項の納税義務者に対しその控

除することができなかった金額を還付し、又は

当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の 個人の県民税若しくは市民税に充当し

、若しくは当該納税義務 者の未納に係る徴収金に充当する

3 (略)

第36条~第37条の3 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申 告書)

第37条の3の2 (略)

<u>3 第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の規定によ<u>2</u> 前項 又は法第317条の3の2第1項の規定によ る申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有る申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有 するものは、その年の中途において当該申告書に記 又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からそ の異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日 の異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日

の前日までに、施行規則で定めるところにより、そ の異動の内容その他施行規則で定める事項を記載 した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に 提出しなければならない。

- 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定に3 前2項 の場合において、これらの規定に よる申告書がその提出の際に経由すべき給与支払 者に受理されたときは、その申告書は、その受理さ れた日に市長に提出されたものとみなす。
- 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申 告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48 条の9の7の2において準用する令第8条の2の 2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定 めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当 該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項 を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法そ の他の情報通信の技術を利用する方法であって施 行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53 条の9第3項において同じ。)により提供すること ができる。
- 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の5 前項の規定の適用がある場合における第3項の 規定の適用については、同項中「申告書が」とある のは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払 者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提 供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは 「提供を受けた日」とする。

第37条の3の3~第38条

(個人の市民税の徴収方法等)

第39条 個人の市民税は、第45条、第48条の2第1項、|第39条 個人の市民税は、第45条、第48条の2第1項、 第48条の5又は第53条の5の規定により 特別徴 収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法に より徴収する。

(略)

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課 し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収す る。

第40条~第41条 (略)

(個人の市民税の納税通知書)

第42条 (略)

は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額 及び森林環境税額の合算額(第48条第1項又は第48 条の6第1項の規定により 徴収する場合にあっ ては特別徴収の方法により 徴収されないことと なった金額に相当する税額)を前条第1項の納期 (第48条第1項又は第48条の6第1項の規定によ り 徴収する場合にあっては特別徴収の方法によ り 徴収されないこととなった日以後に到来する 納期)の数で除して得た額とする。

第43条~第44条 (略)

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第45条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初第45条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初 日の属する年の前年中において給与の支払を受け た者であり、かつ、同日において給与の支払を受け ている者 (次の各号に掲げるもののうち、特別徴) けている者(次の各号に掲げるもののうち、特別徴

の前日までに、施行規則で定めるところにより、そ の異動の内容その他施行規則で定める事項を記載 した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に 提出しなければならない。

- よる申告書がその提出の際に経由すべき給与支払 者に受理されたときは、その申告書は、その受理さ れた日に市長に提出されたものとみなす。
- 告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48 条の9の7の2において準用する令第8条の2の 2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定 めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当 該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項 を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法そ の他の情報通信の技術を利用する方法であって施 行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53 条の9第3項において同じ。)により提供すること ができる。
- 規定の適用については、同項中「申告書が」とある のは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払 者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提 供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは 「提供を受けた日」とする。

第37条の3の3~第38条

(個人の市民税の徴収方法)

第48条の5又は第53条の5の規定によって特別徴 収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法に よって徴収する。

(略)

第40条~第41条 (略)

(個人の市民税の納税通知書)

第42条 (略)

2 前項の納税通知書に記載すべき各納期の納付額2 前項の納税通知書に記載すべき各納期の納付額 は、当該年度分の個人の市民税額及び 県民税額 (第48条第1項又は第48 条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっ ては特別徴収の方法によって徴収されないことと なった金額に相当する税額)を前条第1項の納期 (第48条第1項又は第48条の6第1項の規定によ って徴収する場合にあっては特別徴収の方法によ って徴収されないこととなった日以後に到来する 納期)の数で除して得た額とする。

> 第43条~第44条 (略)

> > (給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

日の属する年の前年中において給与の支払を受け た者であり、かつ、同日において給与の支払いを受 収の方法<u>により</u> 徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合<u>には</u>、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により 徴収する。

- (1) <u>支払期間</u>が1月を超える期間により定められている給与のみの支払 を受ける者
- (2) 外国航路を航行する船舶に乗り組む船員 で、不定期に給与の支払 を受ける者
- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前 2 年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には 、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を 同項の規定により 特別徴収の方法により 徴収 すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合 算額に加算して特別徴収の方法により 徴収する。 ただし、第37条の2第1項の申告書に給与所得以外 の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により 徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでな
- 3 前項本文の規定<u>により</u>給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法<u>により</u>徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該<u>給与所得者</u>から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法<u>により</u>徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ<u>特別</u>徴収の方法により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払5 をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月 30日までの間において異動を生じた場合において、 当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに 給与の支払をするものとなった者(所得税法第183 条の規定により 給与の支払をする際、所得税を徴 収して納付する義務があるものに限る。以下この項 において同じ。) を通じて当該異動により 従前の 給与の支払をする者から給与の支払を受けなくな った日の属する月の翌月の10日(その支払を受けな くなった日が翌年の4月中である場合には、同月30 日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法に より 徴収されるべき前年中の給与所得に係る所 得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法 により 徴収された金額があるときは、当該金額を 控除した金額)を特別徴収の方法により 徴収され たい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収 の方法により 徴収するものとする。ただし、当該

収の方法<u>によって</u>徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合<u>においては</u>、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額

の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) <u>支給期間</u>が1月を超える期間により定められている給与のみの<u>支払い</u>を受ける者
- (2) 外国航路を航行する船舶に乗り組む船員 で、不定期に給与の支払いを受ける者
- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合<u>においては</u>、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定<u>によって</u>特別徴収の方法<u>によって</u>徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法<u>によって</u>徴収する。ただし、第37条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法<u>によって</u>徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与者 から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額 の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

(略)

納税義務者である給与所得者に対し給与の支払 をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月 30日までの間において異動を生じた場合において、 当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに 給与の支払をするものとなった者(所得税法第183 条の規定によって給与の支払をする際、所得税を徴 収して納付する義務があるものに限る。以下この項 において同じ。) を通じて当該異動によって従前の 給与の支払をする者から給与の支払を受けなくな った日の属する月の翌月の10日(その支払を受けな くなった日が翌年の4月中である場合には、同月30 日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法に よって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所 得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法 によって徴収された金額があるときは、当該金額を 控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収され たい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収 の方法<u>によって</u>徴収するものとする。 ただし、 当該

申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴 収の方法により 徴収することが困難であると市 長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により 個人の市民税を徴収さ 6 れる納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6 月1日から12月31日までの間において給与の支払 を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した 日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方 法により 徴収されたい旨の納税義務者からの申 出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月 1日から4月30日までの間において給与の支払を 受けないこととなった場合には、その者に対してそ の年の5月31日までの間に支払われるべき給与又 は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額 を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額 (同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は 一部の支払がされないこととなったときにあって は、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等 の額から徴収することができる額)を特別徴収の方 法により 徴収する。

第46条~第47条の5 (略)

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額へ の繰入れ)

- 第48条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受け|第48条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受け なくなったこと等により給与所得に係る特別徴収 税額を特別徴収の方法により 徴収されないこと となった場合には、特別徴収の方法により 徴収されないこととなった金額に相当する税額は 特別徴収の方法により徴収されないこととなった 日以後において到来する第41条第1項の納期があ る場合には そのそれぞれの納期において、そ の日以後に到来する同項の納期がない場合には 直ちに、普通徴収の方法により 徴収するもの
- 法第321条の6第1項の通知により 変更された 2 給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税 の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納 入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税 者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を 超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税 額がない場合を含む。)において当該納税者の未納 に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係 る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定す る市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3 項、第6項及び第7項の規定を適用することができ るものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により 当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入 することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特 別徴収)

申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴 収の方法によって徴収することが困難であると市 長が認めるときは、この限りでない。

特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収さ れる納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6 月1日から12月31日までの間において給与の支払 を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した 日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方 法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申 出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月 1日から4月30日までの間において給与の支払を 受けないこととなった場合には、その者に対してそ の年の5月31日までの間に支払われるべき給与又 は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額 を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額 (同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は 一部の支払がされないこととなったときにあって は、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等 の額から徴収することができる額)を特別徴収の方 法によって徴収する。

第46条~第47条の5 (略)

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額へ の繰入れ)

なくなったこと等により給与所得に係る特別徴収 税額を特別徴収の方法によって徴収されないこと となった場合においては、特別徴収の方法によって 徴収されないこととなった日以後において

到来する第41条第1項の納期があ る場合においてはそのそれぞれの納期において、そ の日以後に到来する同項の納期がない場合におい ては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するもの

法第321条の6第1項の通知によって変更された 給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税 の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納 入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税 者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を 超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税 額がない場合を含む。)においては、当該過納又は 誤納に係る税額は法第17条の規定の例によって当 該納税者に還付する

。ただし、当該納

税者の未納に係る徴収金がある場合においては、法 第17条の2の規定の例によってこれに充当する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特 別徴収)

第48条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度第48条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度 の初日の属する年の前年中において公的年金等の の初日の属する年の前年中において公的年金等の

支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等 年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金 給付をいう。以下この節において同じ。) の支払を 受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によ り徴収することが 著しく困難であると認められ るものとして次に掲げるものを除く。以下この節に おいて「特別徴収対象年金所得者」という。)であ 、当該納税義務者の前年中の公的 年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。 以下この条及び第48条の5において同じ。)の合算 額(当該納税義務者に係る均等割額を第45条第1項 の規定により特別徴収の方法により徴収する場合 には、公的年金等に係る所得に係る所得割 額。以下この条及び第48条の5において同じ。)の 2分の1に相当する額(以下この節において「年金 所得に係る特別徴収税額」という。) を当該年度の 初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日ま での間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢 等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴 収する。

(1)(略)

- (2) 特別徴収の方法により 徴収することとし た場合には当該年度において当該老齢等年金給 付の支払を受けないこととなると認められる者
- 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する2 個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者 の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額 及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴 収税額を控除した額を第41条第1項の納期のうち 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日 までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法 <u>により</u>徴収する。

第48条の3~第48条の5 (略)

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額 への繰入れ)

- 第48条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項第48条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項 (これらの規定を法第321条の7の8第3項におい て読み替えて準用する場合を含む。) の規定により 特別徴収の方法により 徴収されないこととなっ た金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によ り 徴収されないこととなった日以後において到 来する第41条第1項の納期がある場合には そのそれぞれの納期において、その日以後に到来す る同項の納期がない場合には直ちに、普通徴 収の方法により 徴収するものとする。
- 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第2 3項において読み替えて準用する場合を含む。)の 規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金 所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によ り 徴収されないこととなった特別徴収対象年金 所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入 された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得

支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等 年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金 給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を 受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によ って徴収することが著しく困難であると認められ るものとして次に掲げるものを除く。以下この節に おいて「特別徴収対象年金所得者」という。)であ る場合においては、当該納税義務者の前年中の公的 年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額

額(当該納税義務者に係る均等割額を第45条第1項 の規定により特別徴収の方法によって徴収する場 合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割 額。以下この条及び第48条の5において同じ。)の 2分の1に相当する額(以下この節において「年金 所得に係る特別徴収税額」という。) を当該年度の 初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日ま での間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢 等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって 徴収する。

(1)(略)

- (2) 特別徴収の方法によって徴収することとし た場合には当該年度において当該老齢等年金給 付の支払を受けないこととなると認められる者 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する 個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者 の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額 及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴 収税額を控除した額を第41条第1項の納期のうち 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日 までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法 によって徴収する。
- 第48条の3~第48条の5 (略)

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額 への繰入れ)

- (これらの規定を法第321条の7の8第3項におい て読み替えて準用する場合を含む。) の規定により 特別徴収の方法によって徴収されないこととなっ た金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によ って徴収されないこととなった日以後において到 来する第41条第1項の納期がある場合においては そのそれぞれの納期において、その日以後に到来す る同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴 収の方法によって徴収するものとする。
- 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第 3項において読み替えて準用する場合を含む。)の 規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金 所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によ って徴収されないこととなった特別徴収対象年金 所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入 された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得 に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所 に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所

得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額 又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合 (徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年 金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。) において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係 る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税 額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する 市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3 項、第6項及び第7項の規定を適用することができ るものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により 当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金 を納付し、又は納入することを委託したものとみな

第49条~第82条の 9

(種別割の税率)

- 第83条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課す 第83条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課す る種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各 号に定める額とする。
 - (1) 原動機付自転車

ア~ウ (略)

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距 (2以上の輪距を有するものにあっては、その 輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下で あるもの、 側面が構造上開放されている車 室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3 輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26 年運輸省令第67号) 第1条第1項第13号の6に 規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、 総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定 格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

 $(2) \sim (3)$ (略)

第84条~第152条 (略)

附則

第1条~第15条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

き軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額 に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額 を加算した金額とする。

第15条の3~第16条 (略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 (略)

(略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべ3 き軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、こ れに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算 した金額とする。

第16条の3~第24条 (略) 得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額 又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合 (徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年 金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。) において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係 る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税 額は、法第17条の2の規定によって

当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金 に充当する

第49条~第82条の 9

(種別割の税率)

る種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各 号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア~ウ (略)

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距 (2以上の輪距を有するものにあっては、その 輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下で あるもの及び側面が構造上開放されている車 室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3 輪のもの

を除く。) で、

総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定 格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

 $(2) \sim (3)$ (略)

第84条~第152条

附則

第1条~第15条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべ4 前項の規定の適用がある場合における納付すべ き軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額 に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額 を加算した金額とする。

第15条の3~第16条 (略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 (略)

(略)

前項の規定の適用がある場合における納付すべ き軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、こ れに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算 した金額とする。

第16条の3~第24条 (略)

議第31号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等を理由とする介護保険の第1号保険料の減免に対する財政支援について、令和5年4月以後に納期限が到来する令和4年度相当分の保険料まで対象となることが示されたことに伴い、対応する減免規定の整備を行う。

【改正内容】

減免の対象となる介護保険料の適用年度及び納期限を変更するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
本則 (略)	本則 (略)
附 則	附則
第1条~第7条 (略)	第1条~第7条 (略)
(新型コロナウイルス感染症の影響により収入	(新型コロナウイルス感染症の影響により収入
の減少が見込まれる場合の保険料の減免)	の減少が見込まれる場合の保険料の減免)
第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する	第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する
者に対し、別に市長が定めるところにより、	者に対し、別に市長が定めるところにより、令
令和4年度の保険料(<u>令和4年4</u>	<u>和3年度及び</u> 令和4年度の保険料(<u>令和3年4</u>
月1日から令和5年9月30日までの間に普通徴	月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴
収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別	収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別
徴収対象年金給付の支払日) が設定されている	徴収対象年金給付の支払日)が設定されている
ものに限る。)を減免することができる。	ものに限る。)を減免することができる。
$(1) \sim (2)$ (略)	(1)~(2) (略)
$2 \sim 3$ (略)	$2 \sim 3$ (略)

議第32号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等を理由とする国民健康保険料の減免に対する財政支援について、令和5年4月以後に納期限が到来する令和4年度相当分の保険料まで対象となることが示されたことに伴い、対応する減免規定の整備を行う。

【改正内容】

減免の対象となる国民健康保険料の適用年度及び納期限を変更するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
本則 (略)	本則 (略)
附則	附則
第1条~第10条 (略)	第1条~第10条 (略)
(新型コロナウイルス感染症の影響により収入	(新型コロナウイルス感染症の影響により収入
の減少が見込まれる場合の保険料の減免)	の減少が見込まれる場合の保険料の減免)
第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する	第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する
世帯に対し、別に市長が定めるところにより、	世帯に対し、別に市長が定めるところにより、
令和4年度の保険料(<u>令和4年</u>	<u>令和3年度及び</u> 令和4年度の保険料(<u>令和3年</u>
4月1日から令和5年12月31日までの間に普通	<u>4月1日から令和5年3月31日まで</u> の間に普通
徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特	徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特
別徴収対象年金給付の支払日)が設定されてい	別徴収対象年金給付の支払日)が設定されてい
るものに限る。)を減免することができる。	るものに限る。)を減免することができる。
$(1) \sim (2)$ (略)	$(1) \sim (2)$ (略)
$2 \sim 3$ (略)	$2 \sim 3$ (略)

議第33号 瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱(平成18年4月3日付け農計第24号)の改正により県単独 土地改良事業における県補助金割合等が変更されたため、同事業における市の分担率をこれまで同様 とする改正を行う。

【改正内容】

別表中県単独土地改良事業の分担率及び事業名を変更し、分担率の表記を整理するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条~第3条 (略)	第1条~第3条 (略)
(特別徴収金の額)	(特別徴収金の額)
第4条 土地改良事業の施行に係る地域内の農地	第4条 土地改良事業の施行に係る地域内の農地
につき、法第113条の3第2項の規定に基づく当	につき、法第113条の3第2項の規定に基づく当
該事業の工事完了の公告の日(その公告におい	該事業の工事完了の公告の日(その公告におい

て工事完了の日が示されたときはその示された 日)の属する年度の翌年度(その年度の到来す る前の年度を知事が指定したときは、その指定 した年度)から起算して8年を経過しない間に 農地以外への転用が行われた場合又は当該事業 により畑として造成等がされた農地について開 田が行われる場合(当該転用に係る農地の面積 が知事の定める面積を超えない場合又は知事が 補助金の返還を要しないものとして承認した場 合を除く。) において、当該転用に係る農地(以 下「転用農地」という。) 又は当該開田に係る 農地(以下「開田農地」という。)につき法第 3条に規定する資格を有する者から徴収する特 別徴収金の額は、市営土地改良事業のうち市長 が指定するものにあっては、市が当該事業につ いて県から交付を受けた補助金の額に市が負担 した額を加えた額相当額に前条に規定する分担 金の算出方式により当該転用農地又は開田農地 に割りふって得られる額(農地以外への転用が 行われる場合において当該転用に伴い遊休化す る施設を目的外用途に活用することにより生ず る収入があるときは、当該収入額のうち当該転 用農地に係るものを差し引いた額)とし、県営 土地改良事業にあっては、岐阜県土地改良事業 負担金等徴収条例_____(昭和33年岐阜県条 例第4号) 第4条の2第2項に定める額に相当 する額とする。

第5条~第7条 (略)

別表(第3条関係)

事業区分			分担率	
土地改	(略)	(略)	(略)	(略)
良事業	団体営	(略)	(略)	(略)

て工事完了の日が示されたときはその示された 日)の属する年度の翌年度(その年度の到来す る前の年度を知事が指定したときは、その指定 した年度)から起算して8年を経過しない間に 農地以外への転用が行われた場合又は当該事業 により畑として造成等がされた農地について開 田が行われる場合(当該転用に係る農地の面積 が知事の定める面積を超えない場合又は知事が 補助金の返還を要しないものとして承認した場 合を除く。) において、当該転用に係る農地(以 下「転用農地」という。) 又は当該開田に係る 農地(以下「開田農地」という。)につき法第 3条に規定する資格を有する者から徴収する特 別徴収金の額は、市営土地改良事業のうち市長 が指定するものにあっては、市が当該事業につ いて県から交付を受けた補助金の額に市が負担 した額を加えた額相当額に前条に規定する分担 金の算出方式により当該転用農地又は開田農地 に割りふって得られる額(農地以外への転用が 行われる場合において当該転用に伴い遊休化す る施設を目的外用途に活用することにより生ず る収入があるときは、当該収入額のうち当該転 用農地に係るものを差し引いた額)とし、県営 土地改良事業にあっては、岐阜県土地改良事業 負担金及び分担金徴収条例(昭和33年岐阜県条 例第4号)第4条の2第1項に定める額に相当 する額とする。

第5条~第7条 (略)

別表(第3条関係)

事業区分			分担率	
土地改	(略)	(略)	(略)	(略)
良事業	団体営	(略)	(略)	(略)

	十州沙	基盤整備促進事		事業の額
	上地區良事業	****		から県か
	以爭未	*		ら交付を
				受けた補
				助金の額
				め金の領 を控除し
				を控除した額(以
				下「補助
				残額」と
				いう。)の
				100分の
	>> > 1			40
		かんがい排水事		補助残額
	土地改	業		<u>の100分</u>
	良事業			<u>040</u>
		ほ場整備事業		補助残額
				<u>の100分</u>
				<u>の40</u>
		農道整備事業		補助残額
				の100分
				<i>₱</i> 40
		農地防災対策事		補助残額
		<u>業</u>		の100分
				<u>040</u>
	市単独			100分の
	土地改			40
	良事業			
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	土地改良事業	基盤整備促進事 業		事から受助をた下残いの業ら交け金控額「額う分の別でではの際のでででのののののののののののののののでは、またののののでは、またののののでは、またののでは、またののでは、またのでは、またのでは、またのでは、
	県単独 土地改 良事業	かんがい排水事業ほ場整備事業		40 100分の 24 100分の 28
		農道整備事業 ため池等整備事 <u>業</u>		100分の 24 100分の 24
	市単独 土地改 良事業			100分の 40
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

議第34号 瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

【制定趣旨】

電気料金等管理経費の上昇に伴い、瑞浪市産業振興センターの会議室等の使用料を改定する。

【改正内容】

瑞浪市産業振興センターの会議室等の使用料を、電気料金等管理経費の上昇分を含めた使用料に改定するための所要の改正

【施行日】

別表第3

(略)

本条例の施行日は、令和5年10月1日とする。

【新旧対照表】

新					旧		
本則 (略)			本	本則 (略)			
别	表第1(第8	条関係)		别	表第1(第8	条関係)	
		使	用料			使	用料
	施設名	最初の3時間	以後1時間ごと		施設名	最初の3時間	以後1時間ごと
		まで	につき			まで	につき
	大ホール	20,400円	6,800円		大ホール	13,200円	<u>4,400円</u>
	大会議室	7,800円	2,600円		大会議室	4,800円	1,600円
	中会議室	6,000円	2,000円		中会議室	3,600円	1,200円
	小会議室	5,100円	<u>1,700円</u>		小会議室	3,000円	1,000円
1	備考 (略)			,	備考 (略)		_
別表第2(第8条関係)			別	表第2(第8	条関係)		
=n./#. <i>h</i>		使用料(1	し回当たり)		引进力	使用料(1	[回当たり]
	設備名	摂氏850度以下	摂氏1,250度以下		設備名	摂氏850度以下	摂氏1,250度以下
	焼成炉(電気				焼成炉 (電気		
	炉 15キロ	4,700円	8,600円		炉 15キロ	3,600円	6,600円
	ワット)				ワット)		
	焼成炉 (電気				焼成炉 (電気		
	炉 6キロ	2,000円	3,800円		炉 6キロ	1,600円	2,900円
	ワット)				ワット)		

別表第3

(略)

議第35号 瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する 基準を定める省令の一部を改正する省令(令和5年総務省令第8号)の公布に伴い条文の整備を行う。

【改正内容】

対象火気設備等のうち、急速充電設備の全出力の上限を撤廃し、位置、構造及び管理に関する基準 の改正並びに喫煙等に関する基準のうち、図記号による標識の統一を図るための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

第1条~第11条 (略)

(急速充電設備) 第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変|第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変 圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自 動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他こ れらに類するものをいう。以下同じ。) にコネ クター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続 するためのものをいう。以下同じ。)を用い て 充電する設備(全出力20キロワッ ト以下のものを除く。)をいい、分離型のもの (変圧する機能を有する設備本体及び充電ポス ト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する 設備で、変圧する機能を有しないものをいう。 以下同じ。)により構成されるものをいう。以 下同じ。) にあっては、充電ポストを含む。以 下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げ る基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以 下のもの及び消防長が認める延焼を防止する ための措置が講じられているものを除く。) を屋外に設ける場合にあっては、建築物から 3メートル以上の距離を保つこと。ただし、 次に掲げるものにあっては

、この限りでな

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開 口部のないものに面するもの

<u>イ</u> 分離型のものにあっては、充電ポスト

- その筐体 は不燃性の金属材料で造 ること。ただし、分離型のものの充電ポスト にあっては、この限りでない。
- $(3) \sim (5)$ (略)
- <u>コネクター</u>と電気自動車等が確実に 接続されていない場合には、充電を開始しな い措置を講ずること。
- (7) コネクターが電気自動車等に接続され 、電圧が印加されている場合には、当該コネ クターが当該電気自動車等から外れないよう

第1条~第11条 (略)

(急速充電設備)

圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自 動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号) 第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項 第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12 号において同じ。)をいう。以下この条におい て同じ。) に充電する設備(全出力20キロワッ ト以下のもの及び全出力200キロワットを超え るものを除く。)をいう

。以

下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げ る基準によらなければならない。

- (1) 急速充電設備(全出力50キロワット以 下のもの及び消防長が認める延焼を防止する ための措置が講じられているものを除く。) を屋外に設ける場合にあっては、建築物から 3メートル以上の距離を保つこと。ただし、 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部 のないものに面するときは、この限りでな
- (2) そのきょう体は不燃性の金属材料で造 ること。

 $(3) \sim (5)$ (略)

- (6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に 接続されていない場合には、充電を開始しな い措置を講ずること。
- (7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部 に電圧が印加されている場合には、当該接続 部が 外れないよう

にする措置を講ずること。

- $(8) \sim (10)$ (略)
- (11) 急速充電設備を手動で緊急に停止する ことができる装置を、当該急速充電設備の利 用者が異常を認めたときに、速やかに操作す ることができる箇所に設けること。
- (12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を 防止する措置を講ずること。
- (13) コネクター

について、操作に伴う 不時の落下を防止する措置を講ずること。た だし、コネクターに十分な強度を有するもの にあっては、この限りでない。

- $(14) \sim (15)$ (略)
- (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵して いるものにあっては、当該蓄電池(主として 保安のために設けるものを除く。)について 次に掲げる措置を講ずること。

ア~エ (略)

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあ っては、充電ポストに蓄電池(主として保安 のために設けるものを除く。)を内蔵しない こと。

(18) (略)

(19) (略)

2 (略)

第12条~第15条 (略)

(避雷設備)

- 定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年 定する日本産業規格 法律第185号) 第20条第1項の日本産業規格を いう。以下同じ。) に適合するものとしなけれ ばならない。
- 2 (略)

第17条~第22条の2 (略)

(喫煙等)

第23条 (略)

2 (略)

- ればならない。
 - (1)
 - 数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該

にする措置を講ずること。

- $(8) \sim (10)$ (略)
- (11) 急速充電設備を手動で緊急停止させる ことができる措置を講ずる

___こと。

- (12) 自動車等 の衝突を 防止する措置を講ずること。
- (13) コネクター(充電用ケーブルを電気自 動車等に接続するための部分をいう。以下こ の号において同じ。) について、操作に伴う 不時の落下を防止する措置を講ずること。た だし、コネクターに十分な強度を有するもの にあっては、この限りでない。
- $(14) \sim (15)$ (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵して いるものにあっては、当該蓄電池

次に掲げる措置を講ずること。 ア~エ (略)

<u>(17)</u> (略) (18)(略)

2 (略)

第12条~第15条 (略)

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指

に適合するものとしなけれ

ばならない。

2 (略)

第17条~第22条の2 (略)

(喫煙等)

第23条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項の場合において、併せて図記号による標 識を設けるときは、別表第7に定めるものとし なければならない。
- 3 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号<u>4</u> 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号 に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の 関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応 関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなけしじ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなけ ればならない。
 - (1) (略)
 - 前号に掲げる場合以外の場合 適当な (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な

喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の 設置 (健康增進法 (平成14年法律第103号) 第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設 ける場合においてはこの限りでない。)

- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せ て図記号による標識を設けるときは、「禁煙」 又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設け る図記号にあっては、国際標準化機構が定めた 規格第7010号又は日本産業規格 Z 8210に適合す るものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せ て設ける図記号にあっては、国際標準化機構が 定めた規格第7001号又は日本産業規格 Z 8210に 適合するものとしなければならない。
- 5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等 5 前項第2号 に掲げる場合において、劇場等 の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用 に供しない部分を除く。)以外の場所に設けな ければならない。ただし、劇場等の一部の階に おいて全面的に喫煙が禁止されている旨の標識 の設置その他の当該階における全面的な喫煙の 禁止を確保するために消防長が火災予防上必要 と認める措置を講じた場合は、当該階において 喫煙所を設けないことができる。

 $6 \sim 7$ (略) 第24条~第51条 (略) 別表第1~別表第6 (略) 別表第7 削除

喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の 設置(併せて図記号による標識を設けるとき は、別表第7に定めるものとしなければなら ない

の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用 に供しない部分を除く。) 以外の場所に設けな ければならない。ただし、劇場等の一部の階に おいて全面的に喫煙が禁止されている旨の標識 の設置その他の当該階における全面的な喫煙の 禁止を確保するために消防長が火災予防上必要 と認める措置を講じた場合は、当該階において 喫煙所を設けないことができる。

 $6 \sim 7$ (略)

第24条~第51条 (略)

別表第1~別表第6 (略)

別表第7 (第23条関係)

表示の種類	図記号	<u>色</u>
<u>禁煙である</u> 旨の表示	8	記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁で ある旨の表 <u>示</u>		記号は黒、斜めの帯 及び枠は赤、地は白
<u>喫煙所であ</u> る旨の表示	E	記号は黒、地は白

別表第8 (略)

議第36号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

(ふりがな) 氏 名	とお やま ひで とし 遠 山 英 俊
生 年 月 日	* * * *
現 住 所	* * * *
職業	自営業・組合役員
認定農業者等の 該当・非該当	該当
農業経営の状況	田:5ha 畑: 2a
学 歴	中京商業高等学校 卒業
経歴	昭和49年 3月 日本調理師学校 卒業 昭和49年 4月 株式会社マイアミ 入社 昭和51年 3月 株式会社マイアミ 退社 昭和51年 3月 フランス料理バンマリー 入社 昭和53年 9月 フランス料理バンマリー 退社 昭和53年 9月 アイリン 入社 昭和56年 9月 アイリン 退社 昭和57年 3月 コーヒー&ブランチ「アイボリーコースト」開業 平成28年 1月 農事組合法人とうぶ営農 理事就任 現在に至る
備考	新任

議第37号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

(ふりがな) 氏 名	みず の やす き 水 野 安 喜
生 年 月 日	* * * *
現 住 所	* * * *
職業	組合役員
認定農業者等の 該当・非該当	該当
農業経営の状況	田:22a
学 歴	岐阜県立多治見工業高校 卒業
経歴	昭和46年 4月 森八製陶所 入社 平成14年 4月 大川機械化営農組合 理事就任 平成20年 4月 森八製陶所 代表就任 令和 元年 5月 大川機械化営農組合 代表理事就任 現在に至る
備考	平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(1期目) 令和 2年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(2期目) 現在に至る

議第38号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

(ふりがな) 氏 名	お ぐり とも ゆき 小 栗 智 幸
生 年 月 日	* * * *
現 住 所	* * * *
職業	団体職員
認定農業者等の 該当・非該当	該当
農業経営の状況	田:84a 畑: 5a
学 歴	中京商業高等学校 卒業
経歴	昭和52年 4月 白石薬品興業 入社 昭和52年 7月 白石薬品興業 退社 昭和52年 8月 瑞浪市農業協同組合 入組 平成 9年 4月 合併により陶都信用農業協同組合 平成22年 3月 陶都信用農業協同組合 退職 平成22年 4月 日吉機械化営農組合 入組 平成27年 1月 日吉機械化営農組合 理事就任 令和 2年12月 日吉機械化営農組合 理事退任 現在に至る
備考	新任

議第39号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

(ふりがな) 氏 名	やす だ きよ かず 安 田 清 和
生 年 月 日	* * * *
現 住 所	* * * *
職業	組合役員
認定農業者等の 該当・非該当	該当
農業経営の状況	田:62.16a 畑:12.91a
学 歷	大阪学院大学 卒業
経歴	平成 9年 4月 大湫機械化営農組合(アルバイト) 勤務 平成24年 6月 大湫機械化営農組合 理事就任 現在に至る
備考	平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(1期目) 令和 2年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(2期目) 現在に至る

議第40号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

(ふりがな) 氏 名	わた なべ よし たか 渡 邉 美 孝
生 年 月 日	* * * *
現 住 所	* * * *
職業	組合役員
認定農業者等の 該当・非該当	該当
農業経営の状況	畑:20a
学 歷	岐阜県立多治見工業高校 卒業
経歴	昭和49年 4月 愛知機械工業株式会社 入社 平成 5年 8月 愛知機械工業株式会社 退職 平成 5年 9月 住江織物株式会社 入社 平成21年12月 スミノエテイジンテクノ株式会社 出向 平成28年11月 スミノエテイジンテクノ株式会社 退職 平成29年10月 農事組合法人ふかさわ 理事就任 令和 4年 2月 農事組合法人ふかさわ 代表理事就任 現在に至る
備考	令和 2年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(1期目) 現在に至る

議第41号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

(ふりがな) 氏 名	おお やま みち はる 大 山 理 晴
生 年 月 日	* * * *
現 住 所	* * * *
職業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田:49a 畑:12a
学歴	中部工業大学 卒業
経歴	昭和44年 4月 株式会社竹中土木 入社 平成22年 3月 株式会社竹中土木 退社 現在に至る
備考	平成20年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(1期目) 平成23年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(2期目) 平成26年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(3期目) 平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(4期目) 令和 2年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(5期目) 現在に至る

議第42号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

(ふりがな) 氏 名	かつ また ます お 勝 股 増 夫
生 年 月 日	* * * *
現 住 所	* * * *
職業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田:35a 畑: 1a
学歴	岐阜県農業短期大学校 卒業
経歴	昭和50年 4月 南土岐信用農業協同組合 勤務 平成 9年 4月 合併により陶都信用農業協同組合 平成18年 3月 陶都信用農業協同組合 退職 平成25年12月 瑞浪市民生委員・児童委員 就任 現在に至る
備考	平成20年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(1期目) 平成23年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(2期目) 平成26年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(3期目) 平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(4期目) 令和 2年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(5期目) 現在に至る

議第43号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

(ふりがな) 氏 名	すず き ろく ろう 鈴 木 録 郎
生 年 月 日	* * * *
現 住 所	* * * *
職業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田:14a
学 歷	愛知県立一宮高校 卒業
経歴	昭和43年 4月 日本国有鉄道 入社 昭和62年 4月 日本国有鉄道 退社 昭和62年 4月 東海旅客鉄道株式会社 入社 平成23年 5月 東海旅客鉄道株式会社 退社 平成23年 6月 東海旅客鉄道株式会社(専任社員) 入社 平成28年 5月 東海旅客鉄道株式会社(専任社員) 退社 現在に至る
備考	平成23年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(1期目) 平成26年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(2期目) 平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(3期目) 令和 2年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(4期目) 現在に至る

議第44号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

(ふりがな) 氏 名	おく むら まさ こ 奥 村 正 子
生 年 月 日	* * * *
現 住 所	* * * *
職業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田:20 a
学 歷	岐阜県立瑞浪高校 卒業
経歴	昭和46年 4月 肥田農業協同組合 勤務 昭和48年 3月 肥田農業協同組合 退職 昭和53年 4月 有限会社美濃観光物産 入社 平成14年 4月 有限会社美濃観光物産 退社 現在に至る
備考	平成26年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(1期目) 平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(2期目) 令和 2年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(3期目) 現在に至る

議第45号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略歴

	744
(ふりがな) 氏 名	あ だち まさ ゆき 足 立 正 之
生 年 月 日	* * * *
現 住 所	* * * *
職業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田:70a 畑:20a
学 歴	岐阜県立恵那農業高校 卒業
経歴	昭和49年 4月 瑞浪市役所 奉職 平成25年 3月 瑞浪市役所 退職 現在に至る
備考	平成26年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(1期目) 平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(2期目) 令和 2年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(3期目) 現在に至る

議第46号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

(ふりがな) 氏 名	つち や とし こ 土 屋 敏 子
生 年 月 日	* * * *
現住所	* * * *
職業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	畑: 5a
学 歷	東海学園女子短期大学 卒業
経歴	平成16年12月 瑞浪市民生委員・児童委員 就任 平成25年11月 瑞浪市民生委員・児童委員 退任 現在に至る
備考	令和 2年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(1期目) 現在に至る

議第47号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

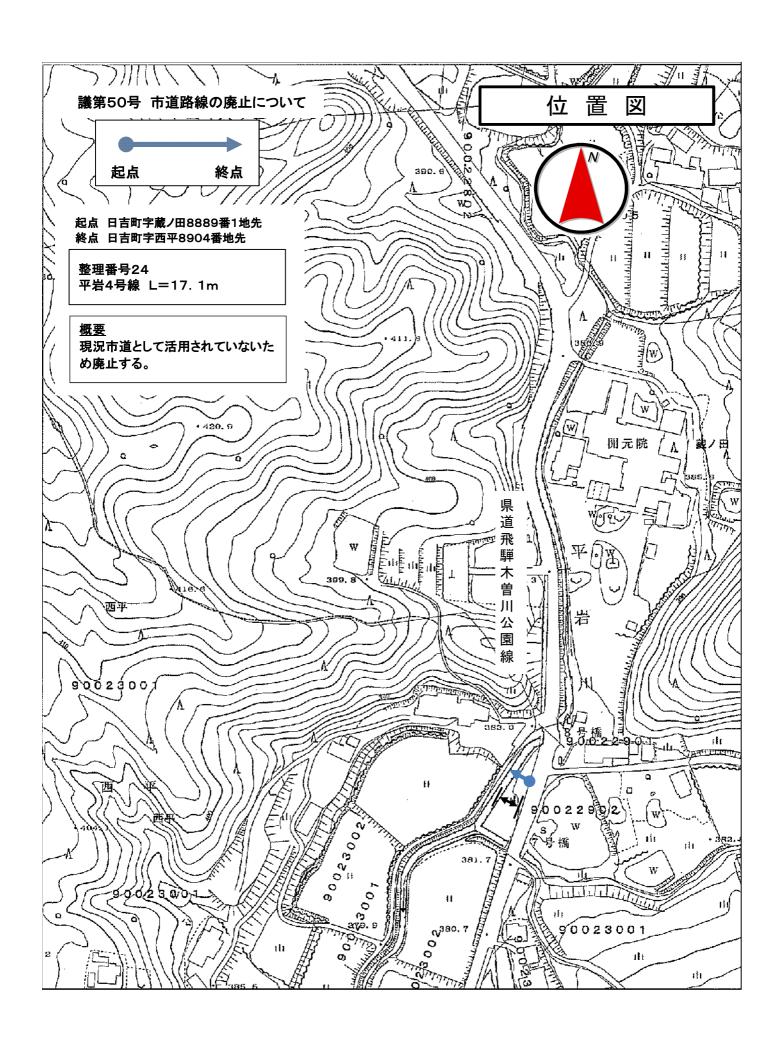
(ふりがな) 氏 名	か のう とみ お 加 納 富 雄
生 年 月 日	* * * *
現 住 所	* * * *
職業	会社員
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田:34a 畑: 5a
学 歷	岐阜県立中津川高校 卒業
経歴	昭和44年 4月 日本国有鉄道 入社 昭和62年 4月 日本国有鉄道 退社 昭和62年 4月 東海旅客鉄道株式会社 入社 平成25年 4月 東海旅客鉄道株式会社 退社 平成25年 4月 ジェイアール東海物流株式会社(契約社員) 入社 現在に至る
備考	新任

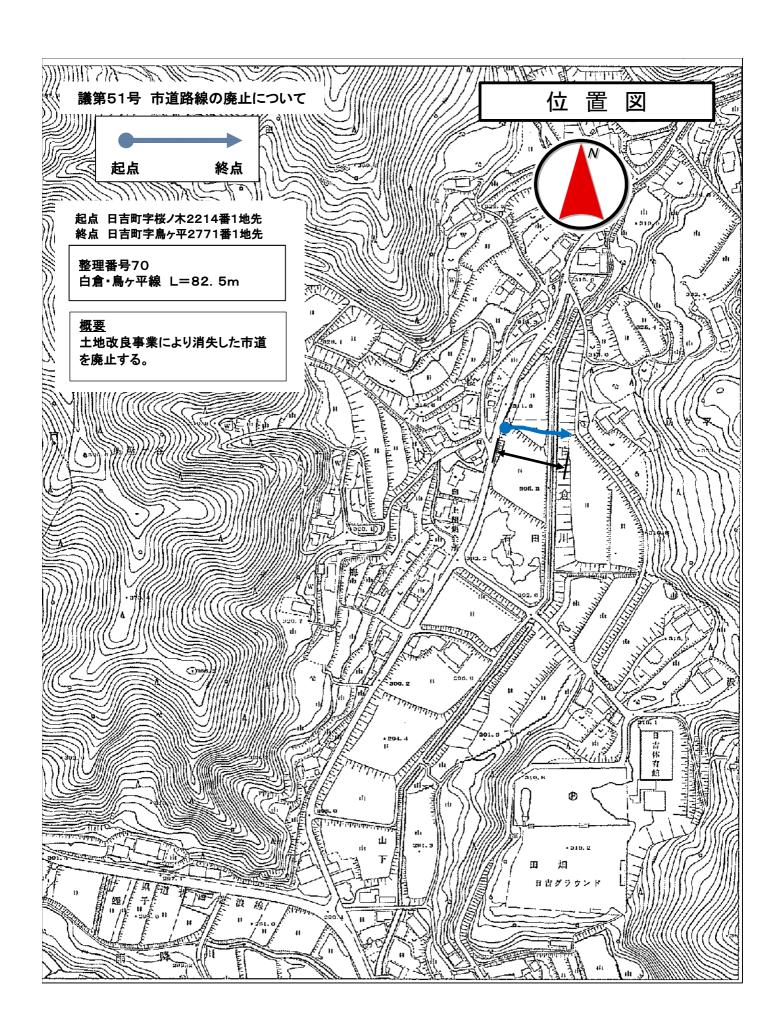
議第48号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

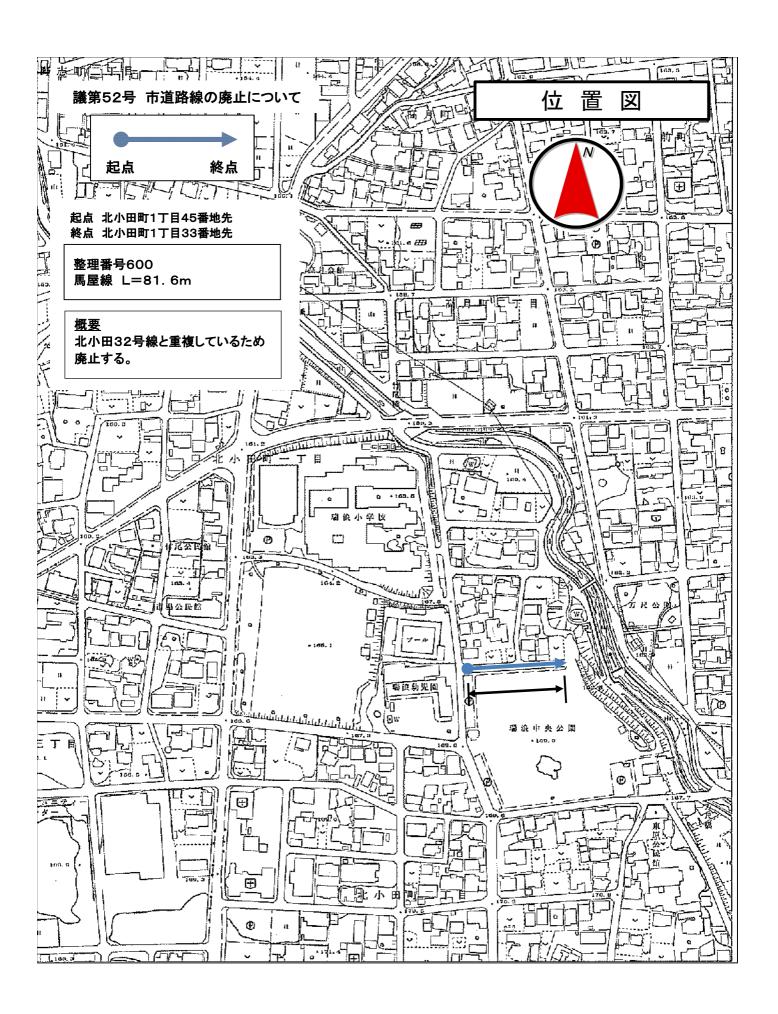
(ふりがな) 氏 名	l 1 11. 11. 1
生 年 月 日	* * * *
現 住 所	* * * *
職業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田:34a 畑: 5a
学 歷	中部工業大学 卒業
経歴	昭和54年10月 瑞浪市役所 奉職 平成25年 3月 瑞浪市役所 退職 現在に至る
備考	新任

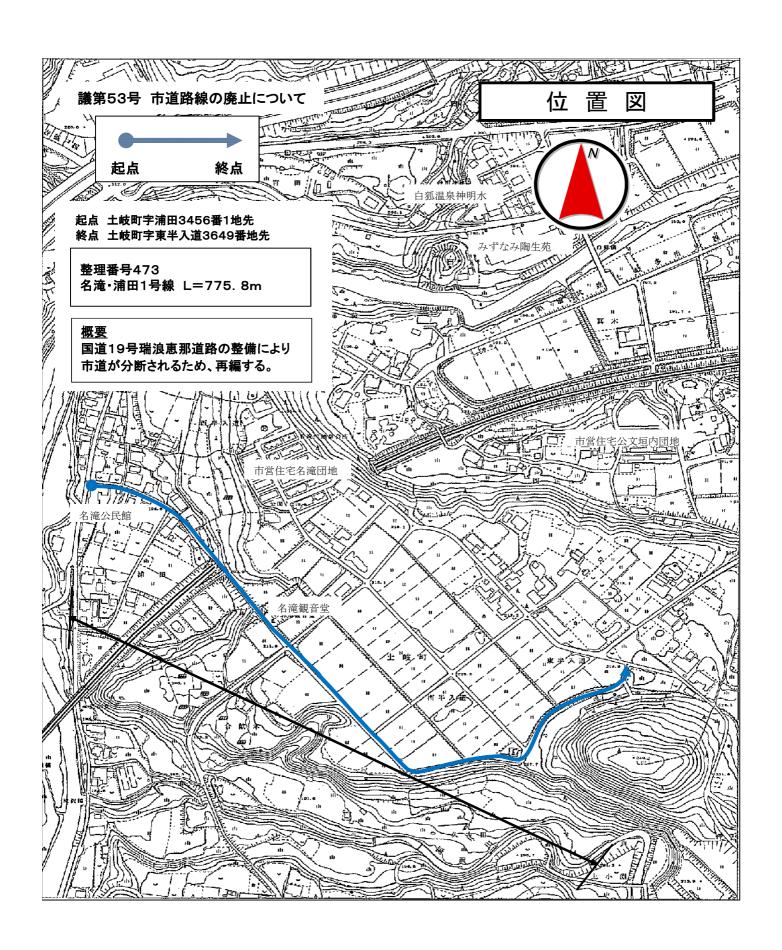
議第49号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

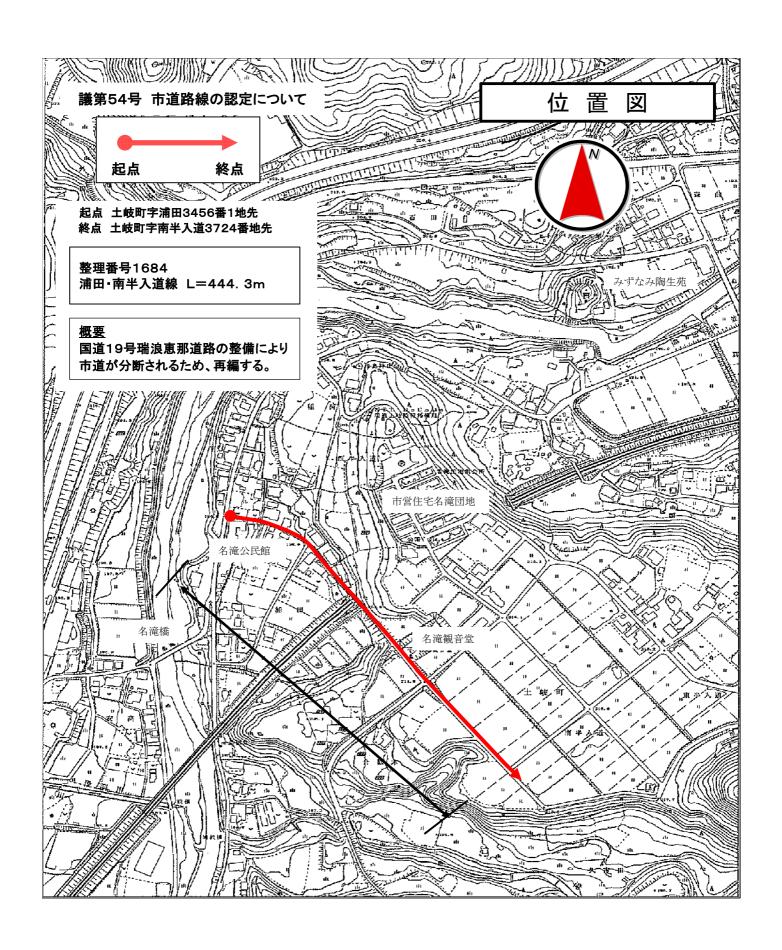
(ふりがな) 氏 名	なる せ よし み 成 瀬 良 美
生 年 月 日	* * * *
現 住 所	* * * *
職業	無職
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	無
学 歷	岐阜県立衛生専門学校 卒業
経歴	昭和58年 5月 瑞浪市役所 奉職 令和 3年 3月 瑞浪市役所 退職 現在に至る
備考	新任

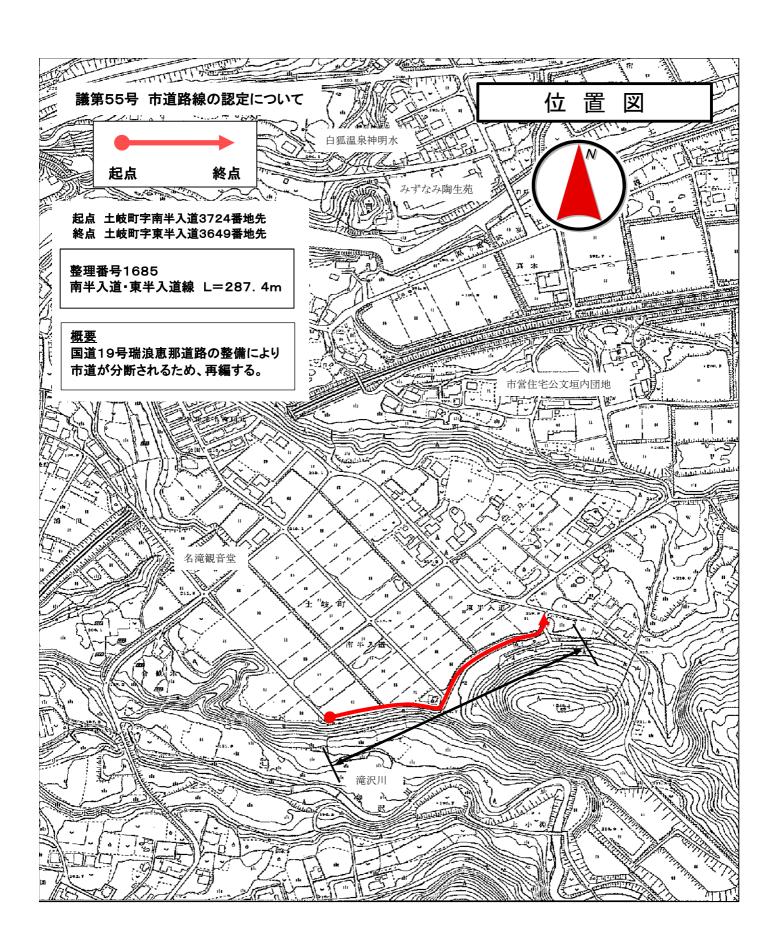


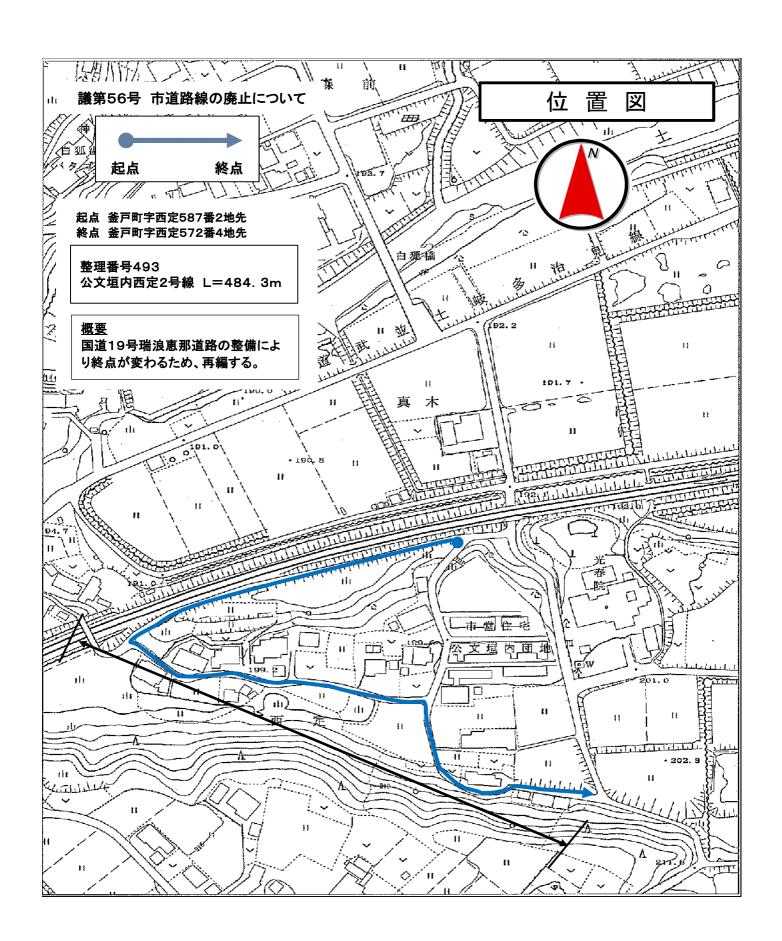


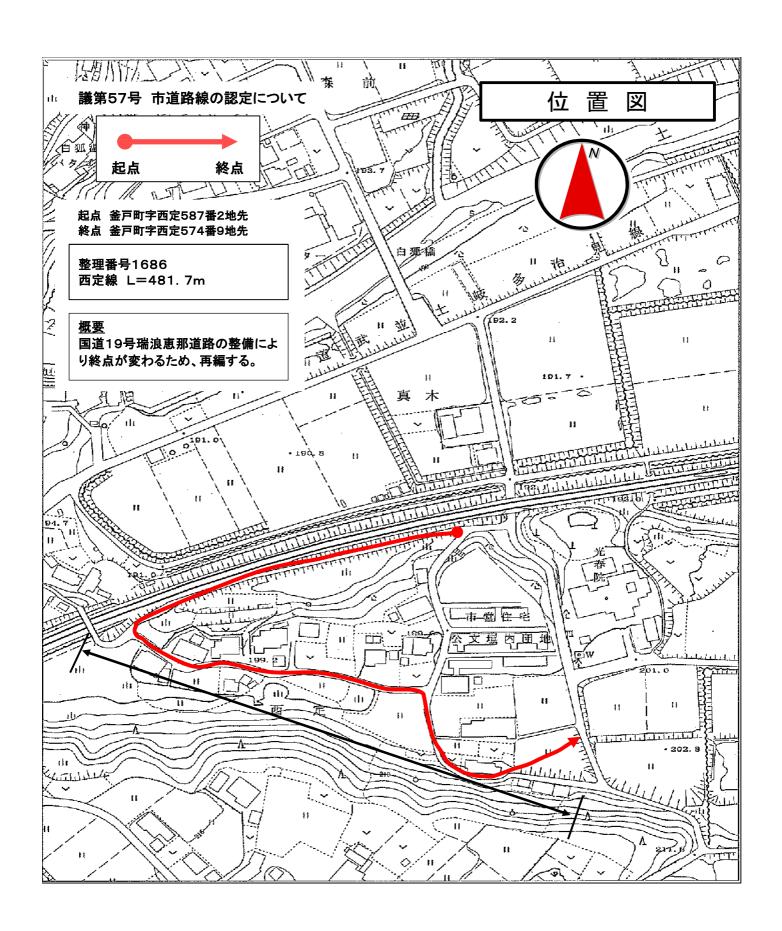












概 要

取得の目的	職員が使用する事務用パソコンの老朽化とWindows 11への対応のため、パソコンを更新する。
取得金額	41,437,000円
	コンバーチブル型ノートパソコン
	·本 体 富士通 LIFEBOOK U5313X/M
	·O S Windows11 Pro
	・ソフトウェア Microsoft 365 Apps for
	enterprise ライセンス 12か月分
	・その他 マウス、タッチペン・数 量 204台
取得する	・数 量 204台
財産の概要	
別座の概要	ノートパソコン
	ノートパソコン ・本 体 富士通 LIFEBOOK A5513/M ・O S Windows11 Pro
	·O S Windows11 Pro
	・ソフトウェア Microsoft 365 Apps for
	enterprise ライセンス 12か月分
	・その他 マウス・数 量 83台
	•数 量 83台
取得の相手方	岐阜県瑞浪市一色町4-13 株式会社中央ビジネス 代表取締役 桑 原 一 平
備考	